

平成 25 年 2 月 18 日（月）

ゆとりとみどり振興局企画部人事・勤務条件担当課長代理以下、市職ゆとりとみどり振興局支部書記長との予備交渉

（支部）

- ・ 2013 年度の要員配置にかかる勤務労働条件に関する申し入れを行う。

（別紙「申入書」読み上げ）

（局）

- ・ ただいま申し入れを受けたところでございますが、平成 25 年度の業務執行体制につきまして、所属の考え方を示したい。
- ・ 組織改編に伴う当局の業務執行体制については、「府・市一体となってにぎわいを創出し、世界中から人・モノ・投資等呼び込むため、政策企画室の国際交流部門及び都市プロモーション部門、ゆとりとみどり振興局の観光部門、市民文化部門及びスポーツ部門並びに経済局を経済戦略局に改組し、都市基盤施設の整備を総合的に推進するため、ゆとりとみどり振興局の緑化推進部門を建設局に移管するとともに、秘書機能、官房企画機能をより強化し市長の判断を確実かつ迅速に補佐する体制等を確立する」ための事務分掌条例改正案が市会に上程されているところであります。
- ・ 改正案につきましては 3 月に議決される見込みですが、この組織改編にかかる業務執行体制案につきまして、本日関係課長に説明を行い、その内容につきまして各所属職員へ説明するように周知いたしました。説明内容は次のとおりです。
- ・ 企画部観光室、文化部、スポーツ部については経済戦略局へ、緑化推進部は建設局へ移管し、企画部庶務担当及び営繕担当は業務内容に従いそれぞれの局へ移管します。
- ・ 経済戦略局の体制ですが、総務部に総務課、施設整備課、国際経済課、国際交流課を置きます。次に企画部に企画課を置き、経済戦略や都市魅力関連業務の取りまとめを行います。次に観光部に、観光課、まち魅力課を置き、これまで当局観光室で実施してきた業務を行います。次に文化スポーツ部に文化課、スポーツ課を置き、これまで文化部及びスポーツ部で実施してきた業務を行います。次に企業立地部に企業立地課、総合特区課、新事業課を置き、これまで政策企画室や計画調整局等で実施してきた業務を行います。次に産業振興部に地域産業課、農業委員会、計量検査所、企業支援課、金融課を置き、これまで経済局で実施してきた業務を行います。
- ・ 緑化推進部については、基本的に現在の体制で建設局へ移管されることとなりますが、管理課が公園管理課へ、計画課が調整課へそれぞれ名称変更となる予定です。なお、技術監理グループは建設局管理部工務課へ、緑化推進部計画課の業務の一部は建設局総務部企画課へ移管される予定です。

- また、東部及び西部方面公園事務所副所長を、方面公園事務所が所管する公園事務所長との兼務とし、業務執行体制の強化を図る予定です。
- 事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行うものですが、今後、職員の勤務労働条件の変更が生じた場合につきましては、交渉事項として誠意をもって対応させていただきます。

(支部)

- ただいま、所属から平成 25 年度の業務執行体制についての考え方が示されたところであるが、引き続き局の誠意ある対応を求め、本日の交渉を終える。